|  |
| --- |
| 市有財産への自動証明写真撮影機設置運営事業者募集要領 |

（この入札に参加するためには事前の申し込みが必要です。）

令和６年１月

横浜市磯子区

入札物件（自動証明写真撮影機設置場所貸付物件）

■貸付期間　令和６年４月１日から令和11年３月31日まで（５年間）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地（貸付場所） | 台数 | (最大)貸付面積 | 最低貸付歩合率 |
| 磯子区磯子３-５-１磯子区総合庁舎内１階正面入口付近 | １台 | 2.00㎡ | 販売実績の30％以上 |

※消費税納税事業者の場合には、建物内の貸付料には消費税額が加算されます。

入札方法による貸し付けの流れ（概要）

|  |
| --- |
| 入札参加意向申込書等の提出 |

令和６年１月22日（月）から令和６年２月５日（月）まで

平日午前８時45分から午後５時00分まで

（ただし、正午から午後１時00分までを除く）

【磯子区役所６階・総務課予算調整係へ持参】

|  |
| --- |
| 入札・開札・設置運営事業者の決定 |

令和６年２月19日（月）午前10時00分から

【場所：磯子区役所　６階602会議室】

|  |
| --- |
| 公有財産賃貸借契約書の締結 |

令和６年２月下旬（予定）

|  |
| --- |
| 自動証明写真撮影機の手配 |

仕様に基づき、設置する自動証明写真撮影機を手配し

てください。

|  |
| --- |
| 自動証明写真撮影機の設置施工 |

令和６年４月１日設置施工、営業開始となります。

市有財産への自動証明写真撮影機

設置運営事業者募集要領

１　入札物件

入札物件、最低歩合率は、「入札物件」のとおり。なお、本市の都合により入札

を延期、中止又は取り消す場合がある。

２　入札参加者の資格

(1)　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しない

者であること。

(2)　公募型指名競争入札参加意向申込書の提出期間の最終日から入札日までの間の

いずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」

という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市

一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置

要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期

間に該当する者でないこと。

(3)　横浜市税の滞納がないこと。

(4)　本要項記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札

物件）に証明写真等を販売する自動証明写真撮影機を設置し、貸付期間中継続し

て、営業・運営する事業」(以下「自動証明写真撮影機設置運営事業」という。)

を行う資力、能力等を有する者であること。

(5)　令和３年度及び令和４年度において、自動証明写真撮影機設置運営事業の実績を有していること。

(6)　公共の安全及び福祉を脅かす恐れがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす

恐れがある団体に属する者でないこと。

(7)　令和３年度及び令和４年度において、本市市有財産への自動証明写真撮影機　設置運営事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者ではないこと。

３　契約にあたっての主な条件

(1)　貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第２項第

４号の規定により、借地借家法（平成３年法律第90号）第38条の規定に基づ

く定期建物賃貸借契約である。

(2)　貸付期間

令和６年４月１日から令和11年３月31日まで

(3)　貸付物件の用途指定

自動証明写真撮影機設置運営事業の用途に供すること。

(4)　禁止事項

次に掲げる行為は禁止する。判明した場合には、違反事項として契約解除の事

由とする。

ア　自動証明写真撮影機設置運営事業以外の用途で使用すること。

イ　貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ　貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、

又は他の権利を設定すること。

(5)　売上報告書の提出

貸付物件に係る自動証明写真撮影機の売上状況は、3か月ごとに取りまとめ、

翌月の15日までに売上報告書を提出すること。

(6)　実地調査等への協力義務

前記 (3)及び (4)の履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての

実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、借受人は横浜市に

協力すること。

(7)　違約金の支払義務

前記 (3)から (5)の条件に違反した場合には、契約金額（貸付料総額）の100

分の30に相当する額を違約金として横浜市に支払わなければならない。

(8)　貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡すため、自動証明写真撮影機設置運営事業に必要な費

用は借受人が負担するとともに、契約期間終了後は、横浜市の承諾がある場合を

除き、原状に回復して返還すること。

４　入札の参加申込

(1)　公募型指名競争入札参加申込書等の提出

ア　提出期間　　令和６年１月22日（月）から令和６年２月５日（月）まで

平日午前８時45分から午後５時00分まで

（ただし、正午から午後１時00分までを除く）

イ　提出場所　　横浜市磯子区磯子３-５-１磯子区役所６階・総務課（予算調整係）

　　ウ　提出方法　　持参。※電話、郵送等による受付は行いません。

(2)　申込に必要な書類

ア　公募型指名競争入札参加意向申込書

　　イ　商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行後３か月以内のもの）

　　ウ　法人代表者の印鑑証明書（発行後３か月以内のもの）

　　エ　横浜市税の納税証明書

(ｱ)　法人市民税（申込時点において終了している事業年度のうち直近２か年

度分）

(ｲ)　固定資産税（償却資産分を含む。令和４年度及び令和５年度の２か年度

分）

オ　財務諸表の写し（令和３年度及び令和４年度）

カ　自動証明写真撮影機設置運営事業実績（令和３年度及び令和４年度）

キ　設置を希望する自動証明写真撮影機のカタログ

(3)　公募型指名競争入札参加資格の喪失

公募型指名競争入札の参加資格があると認められた者が、前述「２　入札参加

者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、又は「４（２）申込に必要な

書類」に虚偽の記載があったときは当該入札の参加資格を喪失するものとする。

５　質問書及び回答について

(1)　質問受付期間

令和６年１月22日（月）から１月30日（火）まで

午前８時45分から午後５時00分まで

（ただし、正午から午後１時00分までを除く）

(2)　質問提出方法

質問書を電子メールに添付し、次の送付先に送付すること。

なお、質問書様式に記入漏れがあった場合には当該質問書は無効とする場合が

ある。　質問の送付先：is-yosan@city.yokohama.jp

※メールの件名は「【自動証明写真撮影機公募質問書】」としてください。

(3)　回答予定日

令和６年２月１日（木）までに本市ホームページで回答する。

なお、再質問は認めない。

<<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2023/sonota/isogo/>>

６　指名・非指名の通知

上記４（２）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和６年２月14日

（水）までに申込者あてに、指名・非指名通知を書面で通知するものとする。

なお、参加資格のある者に対して、入札書様式及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消すものとする。

７　入札の手続き等

(1)　入札の日時及び場所

日時　令和６年２月19日（月）　午前10時00分から

場所　磯子区役所　６階602会議室

(2)　入札の方法

ア　入札保証金

入札保証金は免除する。

イ　入札歩合率

入札歩合率は販売実績に対する歩合率を記入すること。

　　※消費税相当分は含めないこと。

ウ　入札方法

入札は本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れ入札箱に

投入すること。投入後、入札書の引き換え、変更及び取消しをすることは禁止

する。

(3)　入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

ア　「２　入札参加者の資格」に定める入札参加資格のない者が行った入札

イ　所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

ウ　最低歩合率を下回る入札

エ　同一物件について２通以上の入札をしたもの

オ　その他入札要綱において無効とするもの

(4)　落札者の決定方法

ア　入札箱投入完了後、直ちに開札を行う。開札の結果、最低歩合率以上の最高

の歩合率をもって入札した者を落札者とする。

イ　開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直

ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。なお、当該入札者にくじ

を引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代

わってくじを引き、落札者を決定する。

ウ　入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表する。

「商号」及び「入札歩合率」

エ　再度の入札は実施しない。

８　契約の手続等

(1)　契約条項

別添「公有財産賃貸借契約書(案)」を参照すること。

(2)　契約の締結及び方法

公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結する。

ア　契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

イ　契約者の名義は、入札者名義で行う。

９　自動証明写真撮影機設置の手続等

契約締結後、借受人は令和６年４月１日から、設置場所で自動証明写真撮影機設

置運営事業が開始できるよう、次のとおり自動証明写真撮影機設置のための準備を

行うこと。

(1)　電気料金専用子メーターの設置

借受人は貸付料のほかに、光熱水費の実費を四半期ごとに支払うこと。借受人

の負担で専用子メーターの設置を行うこと。（ただし、単独引込により給電を行

う場合にはこの限りでない。）

(2)　自動証明写真撮影機の設置

既設の自動証明写真機はないので、令和６年４月１日に営業開始できるよう、それまでに設置作業を行うこと。

入札要綱

第１条　入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書(案)及び本要綱を熟読の上、入札してください。

第２条　代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第３条　入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。

第４条　入札書には、入札者の所在地、名称、本件責任者及び担当者を記入するものとし、また歩合率の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「率」を記入してください。

第５条　提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第６条　次の各号に該当する入札は無効とします。

１　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者に

よる入札

２　入札参加申込書を提出していないもの

３　郵送により入札書を送付してきたもの

４　所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

５　最低歩合率を下回る入札

６　同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの

７　入札書に所在地、名称、本件責任者及び担当者の記入のないもの

８　代理人による入札において、入札書に代理人の所在地、名称及び代表者職氏名の

記入のないもの

９　入札書の歩合率記入がないか、歩合率を訂正したもの

10　横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則代59号)第19条に該当するもの

11　その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第７条　開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。

第８条　落札者は、最低歩合率以上の値で最高のものをもって決定します。ただし、落札者となる同値の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

第９条　落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

第10条　本条に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則(昭和39年3月横浜市規則第60号)の定めるところにより処理します。

物件調書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地（貸付場所） | 台数 | (最大)貸付面積 | 最低貸付歩合率 |
| 磯子区磯子３-５-１磯子区総合庁舎内１階正面入口付近 | １台 | 2.00㎡ | 販売実績の30％以上 |

【自動証明写真撮影機設置場所（平面図）】



【自動証明写真撮影機の仕様及び管理運営上の遵守事項】

１　自動証明写真撮影機の仕様

(1)　大きさ

設置面積は、【自動証明写真撮影機設置場所(平面図)】に示す設置範囲に収まる貸付面積以内の大きさとすること。

(2)　デザイン

障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。また、施設の内装と調和するデザインとすること。

(3)　販売品目の条件

ア　プリントの種類は履歴書、運転免許証、パスポート・マイナンバーカード、

ビザ大判等とする。

イ　標準販売価格は1,000円程度(税込) とすること。ただし、貸付期間内に経済情勢の変更、その他の事情により販売料金が実情に即さなくなった場合には、本市と協議の上、販売料金を改定することができる。また、オプション価格を設定する場合は、近隣に設置された自動写真撮影機の相場価格を超えないこと。

ウ　プリントはカラーを必須とし、白黒の選択は任意とする。

(4)　利用者への配慮事項

500円硬貨（旧硬貨及び令和３年11月発行の新硬貨を含む）及び1,000円紙幣が使用できること。

(5)　環境対策

利用時間外については、タイマーによる電気調整を行い、自動証明写真撮影機の照明を消灯すること。また、月に１回程度以上、機体の清掃等を行い、美観を維持すること。

２　管理運営上の遵守事項

(1)　設置

ア　自動証明写真撮影機の設置にあたっては、安全対策としてＪＩＳ規格及び業

界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

イ　アンカー止めを行わない方法で、震災対策、転倒防止対策を行うこと。

ウ　電気料金を計測するための専用子メーター（計量法により検定したもので

検定有効期間内のもの）を設置者の負担により設置すること。

(2)　管理運営

ア　借受人は、自動証明写真撮影機の設置、管理、運営に必要な一切の業務を行

い、自動証明写真撮影機の利用に支障が生じないようメンテナンス担当者が都

度、売上金の回収、釣り銭の補充等を行うこと。

イ　自動証明写真撮影機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る

費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするも

のについては、設置工事後、速やかに横浜市の確認を受けること。工事は、電

気関係法令を遵守して施工すること。

ウ　自動証明写真撮影機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責

任において対応するとともに、自動証明写真撮影機本体のわかりやすい場所に、

運営管理会社の名称及び故障時の連絡先を明示すること。

エ　自動証明写真撮影機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこ

と。

オ　貸付期間満了又は契約解除により、自動証明写真撮影機を撤去した場合には、

設置者の負担のもと原状回復を行い、横浜市の確認を受けること。

公募型指名競争入札参加意向申込書

横浜市　契約受任者　磯子区長　　関森　雅之

　　　　　申　込　人　　住所（又は所在）

　　　　　　　　　　　　氏名（又は名称）

　　　　　　　　　　　　　　（代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　代　理　人　　住所（又は所在）

　　　　　　　　　　　　氏名（又は名称）

　　　　　　　　　　　　　　（代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　担当者氏名

　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号

　　　令和６年２月19日執行の横浜市市有財産への自動証明写真撮影機設置運営事業者入札に参加したいので、募集要領を了承のうえ、入札参加を申し込みます。

　　【入札参加物件】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物　件番　号 | 所　　在　　地（貸　付　場　所） | 台数 | （最大）貸付面積（㎡） |
| 05-60-001 | 磯子区磯子３-５-１磯子区総合庁舎内（１階正面入口付近） | １台 | 2.00㎡ |

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **本件責任者** |  **部　署　名　（任意）** |  |
|  |  |  |
| **連　　　絡　　　先** |  |  |
|  |
| **担当者** |  **部　署　名　（任意）** |  |
|  |  |  |
| **連　　　絡　　　先** |  |  |
|  |

【添付書類】

　　　(1) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）(2) 代表者の印鑑証明書 (3) 横浜市税の納税証明書（法人市民税、固定資産税）(4) 財務諸表の写し (5) 自動証明写真撮影機設置運営事業実績 (6) 設置を希望する自動証明写真撮影機のカタログﾞ

-----------------------------------------------------------------------------

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 横浜市使用欄 | 横浜市担当者名 |  |
| 本件責任者又は担当者在籍確認日時 | 　　年　　月　　日　　　　時　　分 |
| 確認方法（☐随意契約のため、在籍確認不要） | 通知書・申請書類・本人確認書類（　　　　　　　　　）電話・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名 |  |

委　　　　任　　　　状

受　任　者　　　住　所

　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

次の横浜市市有財産への自動証明写真撮影機設置運営事業者入札に関する一切の権限

　　【入札参加物件】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　　在　　地（貸　付　場　所） | 台数 | （最大）貸付面積（㎡） |
| 磯子区磯子３-５-１磯子区総合庁舎内（１階正面入口付近） | １台 | 2.00㎡ |

令和　　年　　月　　日

委　任　者　　　住　所

　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

添付資料： 資格証明書及び印鑑証明書（発行後３箇月以内のもの）

（注）　１　委任者及び受任者双方の印鑑証明書等を添付してください。

　　　２　法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

入　　　　札　　　　書

契約事務受任者

　横浜市磯子区長　　　関森　雅之

入　札　者　　　住　所

　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　実印

　　　　　　　　及び代表者名

代　理　人　　　住　所

　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　実印

　　　　　　　　及び代表者名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号 | 0 | 5 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 |  |
| 歩合率 |  |  | . |  | ％ |

「市有財産への自動証明写真撮影機設置運営事業者入札」の内容を承知のうえ、上記のとおり入札します。

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **本件責任者** |  **部　署　名　（任意）** |  |
|  |  |  |
| **連　　　絡　　　先** |  |  |
|  |
| **担当者** |  **部　署　名　（任意）** |  |
|  |  |  |
| **連　　　絡　　　先** |  |  |
|  |

注意事項

１　代理人によって入札するときは、入札者及び代理人の住所、氏名を記載してください。

２　歩合率は、算用数字ではっきりと記載し、小数点第１位まで記載してください。

３　歩合率を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

４　一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

５　押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とします。

６ 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載してください。両方記載がない場合は、無効とします。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とします。

７ 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とします。

公有財産賃貸借契約書（案）

　貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により、借地借家法（平成３年法律第90号、以下「法」という。）第38条の規定（屋外設置の場合は法第25条の規定）に基づく公有財産の賃貸借契約を締結する。

　（信義誠実等の義務）

第１条　甲、乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　乙は貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

　（貸付物件）

第２条　貸付物件は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在 | 施設名称 | 設置場所 | （最大）貸付面積 | 設置台数 |
| 磯子区磯子３丁目５番地１号 | 磯子区総合庁舎 | １階 | 2.00㎡ | １台 |

　（使用目的）

第３条　乙は、貸付物件を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとおりの用途（自動証明写真撮影機の設置）に自ら使用しなければならない。

　（貸付期間）

第４条　貸付期間は、令和６年４月１日から令和11年３月31日までとする。

　（契約更新等）

第５条　本契約は、法第38条の規定（屋外設置の場合は法第25条の規定）に基づく賃貸借契約であり、法第26条、第28条及び第29条第１項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われないものとする。

２　甲は、前条に規定する期間満了の１年前から６か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

３　甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約を終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から６か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

　（貸付料）

第６条　貸付料は、売上金額（税抜）に貸付歩合率を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とし、各年度に属する貸付歩合率は次に掲げるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　度　　 | 貸付歩合率 |
| 令和６年度 | 【落札歩合率】％ |
| 令和７年度 | 【落札歩合率】％ |
| 令和８年度 | 【落札歩合率】％ |
| 令和９年度 | 【落札歩合率】％ |
| 令和10年度 | 【落札歩合率】％ |

　（消費税等率変動に伴う契約代金額の変更）

第７条 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを貸付料とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（貸付料の納付）

第８条　乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により、甲の定める期日までに納付しなければならない。

　（貸付料の納付の遅延に伴う違約金）

第９条　乙は、第６条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6％の割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項に定める違約金の計算において、年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

３　前項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満のは数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。

４　前２項により計算した違約金の額に100円未満の端数がある場合はそのは数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合はその全額を切り捨てる。

（売上報告書の提出）

第10条　乙は、本件賃貸借に係る自販機の売上状況を３か月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに、売上報告書を甲に提出しなければならない。

２　前項の調定は、複数月分をまとめて行うことでできるものとする。

３　甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

（費用負担）

第11条　自動証明写真撮影機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第20条第２項の規定により撤去する場合は、この限りでない。

　（物件の引渡し）

第12条　甲は、第４条に定める貸付期間の初日に、第２条に定める貸付物件を乙に引き渡す。

　（契約不適合）

第13条　乙は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、既往の貸付料の減免、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

　（貸付物件の一部滅失）

第14条　甲は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合には、滅失し、又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

　（使用上の制限）

第15条　乙は、貸付物件を第３条に定める使用目的以外の用途に使用してはならない。

２　甲が使用目的物の設置場所の変更を申し入れた場合、乙は遅延なく乙の費用において、甲の指示に従い設置場所を変更するものとする。

　（権利譲渡等の禁止）

第16条　乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は工作物に賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

２　前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

　（物件の保全義務等）

第17条　乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。

２　乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代って賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。

３　第１項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

　（実地調査等）

第18条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等に協力しなければならない。

 (1)　貸付料の納付がない場合

 (2)　第10条第３項に基づく調査を行う場合

 (3)　第15条、第16条及び前条第１項又は第２項に定める義務に違反した場合

 (4)　その他甲が必要と認める場合

　（違約金）

第19条　乙は、第４条に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第15条第２項又は前条に定める義務に違反した場合

 貸付物件の時価の３％に相当する額

(2) 第３条、第15条第１項又は第16条に定める義務に違反した場合

 貸付物件の時価の９％に相当する額

２　前項に定める違約金は違約罰であって第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

　（契約の解除）

第20条　甲は、乙がこの契約に定める義務に違反した場合は、この契約を解除することができる。

２　甲は、貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の５第４項の規定に基づき、この契約を解除することができる。

３　甲は、第15条第２項の規定により原状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときは、当該部分の契約を解除することができる。

４　乙は、第４条に定める貸付期間にかかわらず、何時でもこの契約を解除することができる。

　（原状回復）

第21条　乙は、第４条に定める貸付期間の満了日又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは甲の指定する期日までに、通常の使用に伴い生じた貸付物件の損耗及び経年変化を除き、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て返還しなければならない。

　（貸付料の精算）

第22条　甲は、この契約が解除又は一部の物件の撤去による契約変更がされた場合は、該当物件にかかる貸付料分の未経過期間にかかる貸付料を返還する。ただし、その額が1,000円未満の場合はこの限りでない。

　（損害賠償等）

第23条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、第20条第２項の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第238条の５第５項の規定に基づきその補償を請求することができる。

３　乙は、第４条に定める貸付期間が満了したとき又は第20条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料額の３倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

　（有益費等の放棄）

第24条　乙は、第４条に定める貸付期間が満了したとき又は第20条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

　（契約の費用）

第25条　この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

　（疑義の決定）

第26条　この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

　（裁判管轄）

第27条　この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して甲乙各自その１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

貸　付　人（甲）　　横浜市中区本町６丁目50番地の10

　　　　　 　　横　浜　市

　　　　　　　　　　契約事務受任者

　　　　　　 　 　横浜市磯子区長　　関　森　雅　之

借　受　人（乙）　　○○市○○区○○

　　　　　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　　　　　代表取締役　　　○　○　○　○